

4 葛子児第 1 3 1 号

令和 4 年 1 1 月 2 日

委員各位

葛飾区児童相談所開設準備室長  
忠 宏 彰  
(公印省略)

## 葛飾区児童相談所・一時保護所運営計画について

日頃より、本区の児童福祉行政に対し御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、本区におきましては、令和 5 年 1 0 月を目途に本区の児童相談所の開設に向け準備を進めているところです。

今後は、区民に寄り添う支援を担う子ども総合センターと、法的介入など専門的支援を担う児童相談所・一時保護所の二つの組織が両輪として連携し、子どもの最善の利益の実現に一層努力してまいります。

この機会に運営計画をお配りいたしますので、御高覧いただきますようお願い申し上げます。

## 【児相開設後の体制】



## 【配布資料】

- ・「葛飾区児童相談所・一時保護所運営計画（ダイジェスト版）」
- ・「葛飾区児童相談所・一時保護所イメージパース（概要）」

## 【お問合せ先】

## 葛飾区児童相談所開設準備室

- ・ 児童相談所運営準備担当係 田口  
(電話) 03-6662-7036
- ・ 一時保護所運営準備担当係 田中 高畑  
(電話) 03-6662-7084

**葛飾区児童相談所・一時保護所運営計画**  
**(ダイジェスト版)**

**令和4年7月**  
**葛飾区**





# 目 次

## I 総 論

第1章	葛飾区児童相談所基本構想	1
第2章	葛飾区児童相談所基本計画（施設整備の概要）	3
第3章	子どもの権利擁護への対応	5
1	権利擁護の啓発	5
2	児童福祉審議会の活用	6
3	第三者評価機関の導入	6
第4章	組織体制	7
1	所掌図	7
2	主な業務内容	8
3	職員数	10
第5章	職員の確保・育成・定着及び職場環境の整備	11
1	求められる職員像	11
2	職員の育成	12
3	支援者（職員）の支援体制	13
4	働きやすい職場環境の構築	13
第6章	災害時のための備え（総論）	14
1	想定する災害の種類	14
2	避難者数の想定	14
3	備蓄等の想定	14
4	避難場所の想定	15
5	業務継続計画（BCP）の策定	15
6	（仮称）葛飾区児童相談所・一時保護所災害対策マニュアル等の作成	16

## Ⅱ 児童相談所

第1章	運営方針	17
第2章	運営の考え方	19
1	相談の流れ	19
2	相談の受付	22
3	休日・夜間の職員体制	22
4	夜間の通告対応の流れ	23
5	受理	26
6	調査・診断	26
7	援助の決定	26
8	援助の実施	27
9	相談の終結	27

## Ⅲ 一時保護所

第1章	運営方針	29
第2章	一時保護所の手続き	31
1	入所の流れ（日中・夜間）	31
2	行動観察・観察会議	35
3	退所の流れ	36
第3章	運営の考え方（主な生活）	37
1	生活における基本的な配慮事項	37
2	日課	39
3	食事	41
4	学習	41
5	入浴	41



# I 総論

## 第1章 葛飾区児童相談所基本構想

**めざすのは  
「子どもとその家庭が  
安全で安心して  
自立した生活ができる  
かつしか」の実現**

## 葛飾区児童相談所設置の基本理念

子どもの最善の利益の確保

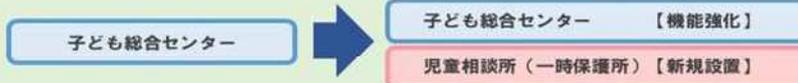


## 児童相談体制の強化に向けた方向性

区民に寄り添う支援を担う子ども総合センターと、法的介入など専門的な支援を担う児童相談所・一時保護所が両輪となって、子どもの最善の利益を確保する体制を構築します。

現在

令和5年度



## 本区が目指す児童相談体制 5つの目標

- (1) 子どもの最善の利益を確保することを第一に考えます
- (2) 子ども総合センターと児童相談所の緊密な連携を図ります
- (3) 子どもや家庭に対する自立支援の充実を図ります
- (4) 虐待予防に対する支援の充実を図ります
- (5) 地域の見守り力の育成を図ります

## 葛飾区児童相談所・一時保護所設置の意義

- (1) ライフステージに合わせた切れ目のない支援を提供します  
区内の子育て支援に関するサービスや場所、人など地域資源を個々の家庭に合わせてこれまで以上に効果的に活用することができます。
- (2) 住み慣れた身近な地域で相談や手続きができます  
東京都から本区に児童相談所の管轄が移ると、区民にとって物理的にも心理的にも距離が近くなることから、非行相談や里親などに関する手続きなどが行いやすくなります。

## 第2章 葛飾区児童相談所基本計画（施設整備の概要）

### 施設規模の概要

所在地	葛飾区立石二丁目 179 番 1, 179 番 2（地名地番）
敷地面積	2,177.93 m <sup>2</sup> （実測面積）
延床面積	3,936.02 m <sup>2</sup> （外構を含めた面積 4,044.78 m <sup>2</sup> ） ※設計完了に伴い、基本計画に記載した面積から変更となっています
規模等	鉄骨造 4階建て 1階：児童相談所エリア 2階：一時保護所エリア（居室ゾーン） 3階：一時保護所エリア （日中活動を行う共用ゾーン） 4階：管理エリア
主要交通機関	京成押上線（最寄駅：京成立石）

### 【葛飾区児童相談所イメージパース】



### 施設整備の基本的な考え方

#### 児童相談所

- ・子どもや相談者が職員と関係性を築きやすい環境
- ・職員同士がいつでも互いに顔が見える連携しやすい環境
- ・区民に分かりやすく情報を発信できる環境

誰もが安心して  
使用できる施設

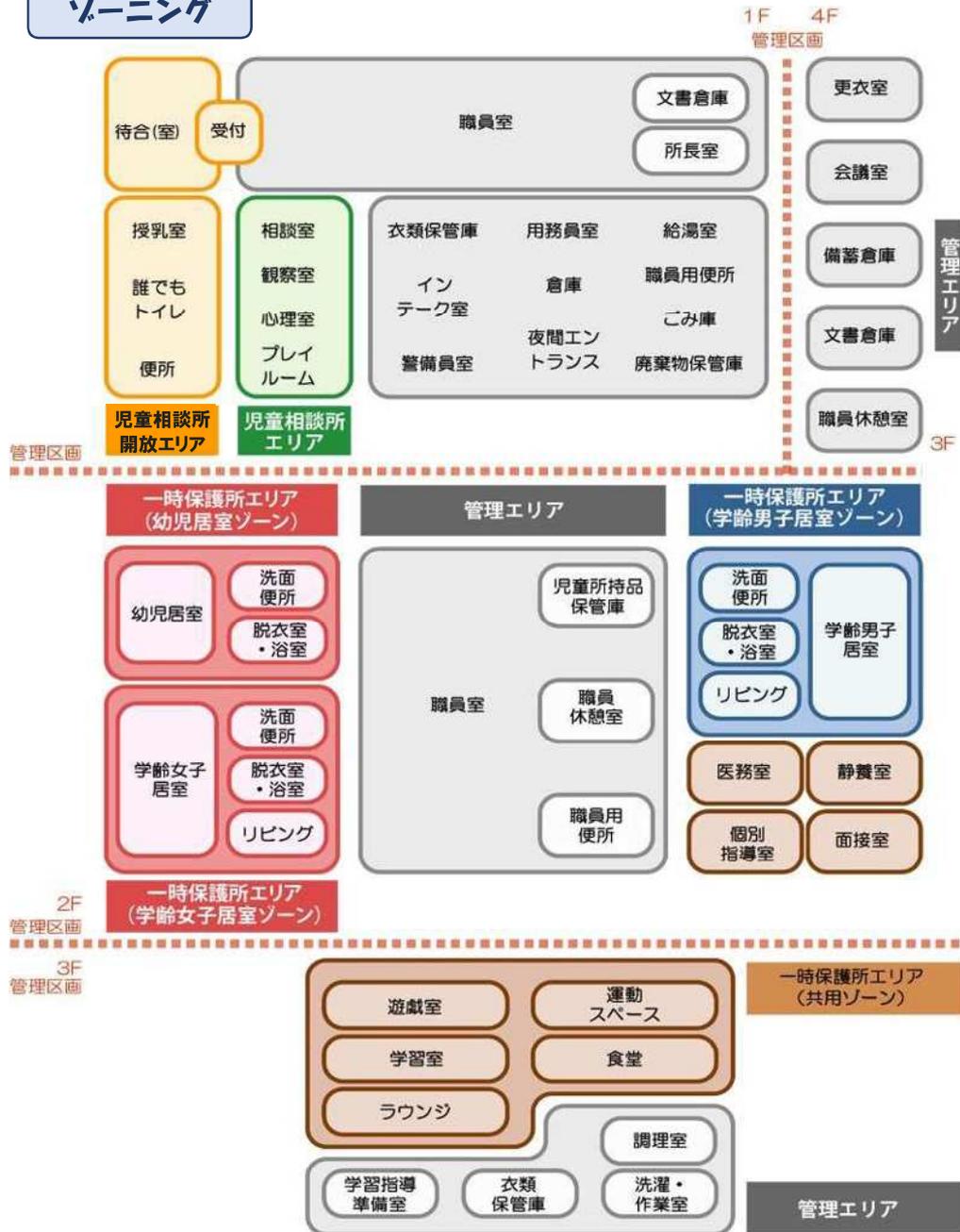
ライフサイクルコストの縮減を  
意識し、イニシャル・ランニング  
コストを考慮した建物づくり

職員の増加に柔軟に対  
応できる効果的・効率  
的な執務環境の整備

#### 一時保護所

- ・子どもが家庭的な雰囲気、安全・安心に生活を送ることができる環境
- ・子ども一人一人の個性や状態に合わせた対応ができる環境
- ・日中活動を行う共用ゾーンと居室ゾーンに分け、メリハリをつけた生活を送れる環境
- ・外部からの侵入や視認ができない環境

## モーニング



## 今後の主なスケジュール(予定)

- 令和4年3月 建設工事着工
- 令和5年3月 建設工事一部竣工
- 6月 建設工事竣工

### 第3章 子どもの権利擁護への対応

家庭環境、経済状況、発達上の課題等、様々な状況にある子どもにとって、児童相談所・一時保護所はその権利を擁護する「支援の入り口」と言えます。

本区においては、1989年に国連で採択された子どもの権利条約が保障する子どもの権利を擁護し、児童福祉法第1条に定める「児童福祉の理念」である「適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること」を確実に実現する児童相談所・一時保護所の運営をめざします。

これらを着実に実現するため、本区では、第三者評価を実施し、専門的かつ客観的立場からの評価を受け、運営の質の確保と向上を図るほか、一時保護所においては、適切な支援の実施について確認を行う第三者委員を配置します。

また、児童福祉審議会に配置される子どもの意見表明支援や代弁（アドボカシー）を行う意見表明支援員及び権利侵害が発生した場合に更なる調査を行う権利擁護調査員の活用を行います。

このほか、以下に示す基本理念を児童相談所・一時保護所の職員全員で共有し、業務を行います。さらに、この理念は児童相談所開設を契機に児童相談所・一時保護所だけでなく、区役所の職員全体、児童福祉に関わる関係職員及び保護者とも共有し、子どもの権利擁護の意識醸成へとつなげていきます。

#### 【基本理念】

- ・子どもを心身ともに健やかに育成する責任を負っていることを忘れず、全ての子どもが安全・安心な環境において適切に養育を受けることができるようにします。
- ・子どもが権利の主体であることを常に意識し、子どもの最善の利益を確保します。
- ・子どもは自分に関係することについて、自由に意見を述べる権利を有しています。その年齢や発達状況に応じた方法で子どもに丁寧な説明を行ったうえで、定期的に意向を聴取するとともに、可能な限り子どもの要望を実現するための協議を子どもと行います。
- ・子どもが個々の状況に合わせた教育を受けられるよう環境の調整を行います。

#### 1 権利擁護の啓発

児童相談所・一時保護所が関わる子どもは、家庭の中で、子どもらしく甘え、褒められ、時には叱られることを経験していないこともあります。児童相談所との関わりや一時保護所での生活を経験していく中で、子ども自らが愛され、

守られる存在であると理解できるようにするとともに、都で活用している「子どもの権利ノート」等を用いて、自身の権利について学べる機会を確保します。

また、児童相談所が開催する児童福祉や体罰禁止に関する講演会やイベント等の機会をとらえ、子どもの権利擁護について普及・啓発を行います。

児童相談所・一時保護所の職員は、子どもの意見を適切に聞き取る役割を担えるよう権利擁護に関する知識、面接技法や傾聴スキル及び支援力の向上に努めます。

また、児童相談所・一時保護所の業務においては、子どもの権利が最大限配慮されているかという視点を常に持って検討を進める組織風土の醸成を図ります。

## 2 児童福祉審議会の活用

児童相談所が決定した措置等について子どもと意見が一致しない場合や、児童相談所に関わる子どもから権利侵害の意見表明があった場合、様々な事情により子ども自身が意見を相手に正確に伝わるよう表現することが難しい場合は、児童福祉審議会から派遣される意見表明支援員を活用し、子どもの意見表明が適切に行われるよう支援します。

さらに、一時保護所等において、権利侵害等が発生した場合には、公平・中立な立場から、児童福祉審議会が対応します。対応に当たっては、権利擁護調査員が、関係機関への聞き取り等を実施し、子どもの権利侵害の状況調査を行います。

## 3 第三者評価機関の導入

第三者評価を実施している機関に委託し、専門的かつ客観的な立場から評価を受けることで、児童相談所・一時保護所が問題点を把握し、支援内容の質の向上に結び付けられるようにします。頻度は東京都と同様に実施できるように検討します。

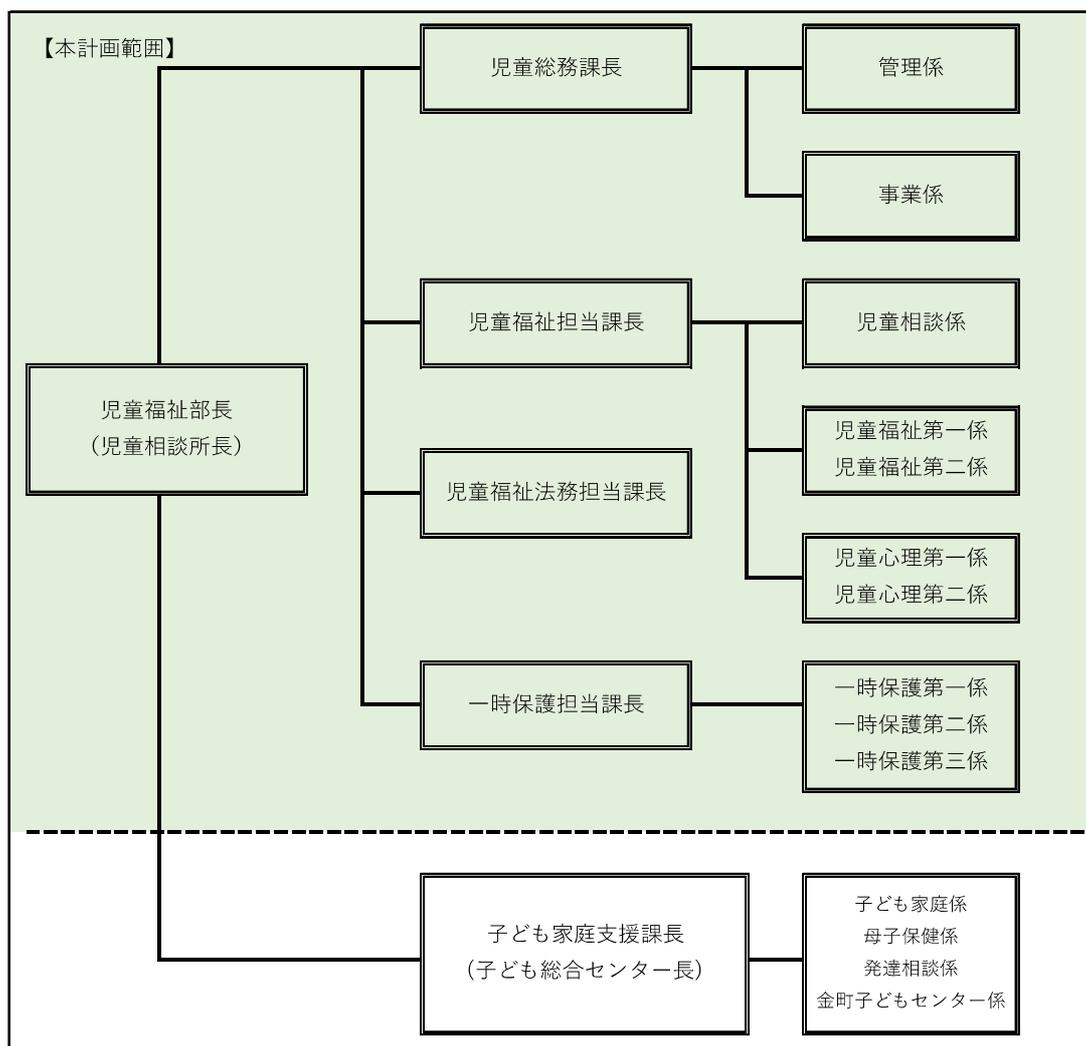
## 第4章 組織体制

### 1 所掌図

児童相談所・一時保護所の所掌図は図表1のとおりです。

なお、本計画範囲外の子ども総合センターについては、別途、子ども家庭支援課が作成する子ども総合センター運営計画で定めます。

図表1 所掌図



- (1) 児童福祉法務担当課長を常勤として配置することで、法的知識を要する業務対応を迅速化するとともに、職員の法的な知識や対応力の向上につなげます。また、子ども総合センターで法的な対応が必要な場合に、職員への助言等を行います。

このほか、複雑化、深刻化する児童虐待を背景に、一時保護件数と併せ、係争事案や司法手続きの件数が増加しています。

こうした中、国は、児童相談所が子どもを一時保護する際に、家庭裁判所がその妥当性を審査する制度の導入を検討しています。司法の関与により判断の透明性を確保することで、子どもの権利を守ることや、一時保護に同意しない保護者に対して、理解を得られやすくすること等を目的としており、これまで以上に弁護士に求められる業務の拡大が見込まれます。

そこで、今後の国の動向等を注視しながら、更に業務量を精査し、必要に応じて児童福祉法務担当課長を補佐する職員の配置を検討します。

- (2) 児童福祉係及び児童心理係は、区中央を流れる中川を基準に係を2つに分け、担当地域を分担します。区内では、子ども総合センターや生活課、保健センター等の区組織をはじめ、警察、消防等も同様に担当地域を区分しており、これを生かして円滑な連携を図り、効率的に業務を進めます。

## 2 主な業務内容

各担当の主な業務内容は、図表2のとおりです。

なお、職員数は、現時点における開設時を想定した試算です。また、名称や職種等は、いずれも現時点における仮称です。

図表2 各担当の主な業務内容

名称	職種等	主な業務内容	職員数 <sup>※3</sup>
児童福祉部長 (児童相談所長)	児童相談所長の資格を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法に定められている権限の行使</li> <li>・児童福祉法第32条等により児童相談所設置市の長から委任された権限の行使</li> <li>・児童相談所を代表しての対外活動</li> <li>・部内各課の統括</li> </ul>	1
児童総務課長	事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理係及び事業係の統括</li> <li>・関係団体との連絡調整</li> </ul>	1
児童福祉担当課長	児童福祉司	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所長の補佐</li> <li>・児童相談係、児童福祉係、児童心理係の統括</li> <li>・児童福祉司等の指導教育</li> </ul>	1
児童福祉法務担当課長 <sup>※1</sup>	弁護士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的知識を要する業務に関すること</li> <li>・法的見地からの指導・助言</li> </ul>	1
一時保護担当課長	一時保護所長の資格を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所の統括</li> <li>・児童相談所との連絡調整</li> </ul>	1

名称	職種等	主な業務内容	職員数 <sup>※3</sup>
管理係	事務 支援者支援コーディネーター <sup>※2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所と一時保護所の庶務事務とりまとめ</li> <li>・土地、施設管理</li> <li>・事業概要とりまとめ</li> <li>・研修実施計画とりまとめ</li> <li>・支援者（職員）支援</li> </ul>	12 (3)
事業係	事務 里親養育支援 児童福祉司 里親養育支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所設置自治体事務</li> <li>・措置費の支払いや費用徴収</li> <li>・里親に関すること</li> <li>・社会的養護の推進に関すること</li> <li>・児童相談所関連システムに関すること</li> <li>・個人情報保護に関すること</li> <li>・児童福祉施策に関する広報と啓発</li> </ul>	13
児童相談係	児童福祉司 児童相談員 <sup>※4</sup> 保健師 安全確認対応職員 <sup>※2</sup> 家庭復帰支援員 <sup>※2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口、電話相談対応</li> <li>・虐待通告初動対応</li> <li>・一時保護の入所調整</li> <li>・入所施設情報とりまとめ</li> <li>・子どもの家庭復帰に関すること</li> <li>・業務統計</li> </ul>	15 (3)
児童福祉第一係 児童福祉第二係	児童福祉司 児童相談員 <sup>※4</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども及び家庭に関する相談対応</li> <li>・調査 ・指導 ・社会診断</li> <li>・一時保護時や施設入所時等の子どもの移送</li> </ul>	26
児童心理第一係 児童心理第二係	児童心理司 小児科医 <sup>※2</sup> 児童精神科医 <sup>※2</sup> 精神科医 <sup>※2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども及び保護者に対する心理診断や心理指導、カウンセリング</li> <li>・療育手帳の判定</li> <li>・医学診断 ・特別児童扶養手当に係る判定</li> </ul>	19 (3)
一時保護第一係 一時保護第二係 一時保護第三係	保育士 児童指導員 事務 看護師 嘱託医 <sup>※2</sup> 心理療法担当職員 <sup>※2</sup> 学習指導協力員 <sup>※2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護されている子どもの生活指導、行動観察、行動診断、学習指導、心理療法、保健衛生（一係：幼児、二係：学齢男子、三係：学齢女子）</li> <li>・一時保護所の庶務事務（人事庶務含む）</li> <li>・管理係との連絡調整</li> </ul>	54 (8)
合計			144 (17)

※1 雇用形態や組織体制、職員数が変更となる場合があります。

※2 会計年度任用職員や特別職非常勤職員等を予定

※3 ( ) は会計年度任用職員や特別職非常勤職員等の人数（内数）

※4 児童相談所運営指針で定める「相談員」を想定

### 3 職員数

職員数は、図表3のとおりです。これは、現時点における開設時を想定した試算です。

今後、法改正や相談件数、業務量等に変動が生じた場合は、あらためて適正な職員数を算出するとともに、引き続き必要な職員数の確保に努めます。

図表3 職員数

区分	職種等	職員数	備考
常勤職員	児童相談所長	1	
	児童福祉担当課長・児童福祉司	31	指導教育担当児童福祉司5人（児童福祉担当課長含む）、里親養育支援児童福祉司含む
	一時保護担当課長・児童指導員・保育士	43	
	児童心理司	16	児童心理司スーパーバイザー2人含む
	弁護士	1	
	児童相談員	8	
	里親養育支援員	1	
	事務	23	児童総務課長含む
	保健師	1	
	看護師	2	
	小計(a)	127	
会計年度任用職員等	医師	4	
	支援者支援コーディネーター	3	
	安全確認対応職員	2	
	家庭復帰支援員	1	
	心理療法担当職員	3	
	学習指導協力員	4	
	小計(b)	17	
	合計(a)+(b)	144	

## 第5章 職員の確保・育成・定着及び職場環境の整備

児童相談所・一時保護所の組織体制及び職員構成は、児童福祉法や児童福祉法施行令に基づき、厚生労働省の児童相談所運営指針において、その標準や基準等が定められています。

全国的に児童虐待相談件数や一時保護件数が増え続けており、職員の業務負担が増加しています。特に児童福祉司は、精神疾患を理由に休職した職員が、平成30年度から令和2年度にかけて2.3～2.9%となり、民間事業者の平均(0.4%)と比較すると、およそ7倍に上ることが報道されています。

これに対して国では、全国の児童福祉司数を令和4年度までに約5,700人程度まで増やす計画(平成29年度との比較で2,500人程度の増)をまとめるとともに、児童福祉司等の専門性をより高めるため、子ども家庭福祉を専門とする新たな資格「(仮称)子ども家庭福祉ソーシャルワーカー」を創設する検討等が行われています。

こうした中、本区はこれら国の動向を踏まえながら、東京都や先行区の状況を参考にしつつ、本区独自の職の配置や常勤職員を基本とした職員配置、及び職員の業務支援を行う児童相談所関連システムの整備を進めることで、職員の定着や専門性の担保を図りながら、職員が働きやすいと実感できる職場環境の構築をめざします。

### 1 求められる職員像

葛飾区児童相談所基本構想に基づき、次のような職員の確保・育成をめざします。

- (1) 子どもの最善の利益を確保する意識を常に持つことができる。
- (2) その時々状況を適切に情報収集・把握したうえでアセスメントを行い、将来を見据えた的確な判断やアプローチができる。
- (3) どのような場面でも臨機応変に冷静に対応できる。
- (4) 他職種や関係機関等とチームワークを築き、協調性をもって業務を遂行できる。
- (5) コミュニケーション能力があり、様々な課題を抱えた子どもや家庭と一緒に課題解決に向けて考えることができる。

## 2 職員の育成

### (1) ジョブローテーションの活用

児童相談所で対応する子どもや家庭は、複合的な課題を抱えている場合があります。そのような場合、支援者となる職員が、本区の他の福祉制度や地域の社会資源等を詳しく知っていることで、幅広い視点から支援方法を組み立てることが可能となります。このような職員を育てるためには、子ども総合センターだけでなく、生活保護や障害福祉分野、教育分野、保育園・児童館等の経験を積むことが有効です。

また、様々な部署で対人能力やアプローチ方法を培ってきた職員を児童相談所・一時保護所に配置し、子どもや家庭に対して柔軟かつ効果的な対応ができるようにします。

さらに、児童相談所で虐待対応を経験した職員が、人事異動により他課に配属となり、経験や知識を共有することで、区役所全体に児童福祉に関する専門性を広げます。加えて、本区が実施する様々な事業の中で虐待の可能性に気づく視点や仕組みを取り入れる等、虐待の未然防止の網を広げ組織全体の対応力の強化を図ります。

### (2) 研修体制

職員一人一人による自己啓発をはじめ、スーパーバイザーによるOJTや児童福祉分野に関する専門研修を受講できる機会の確保と内容の充実が極めて重要です。

そこで、最前線の職員のサポートにあたるスーパーバイザーが、職員一人一人の個性や特徴等に合わせたOJTに注力することで、スーパーバイザーとしての役割を最大限発揮できる職場環境の整備に努めます。

また、東京都や特別区職員研修所、子どもの虹情報研修センター、国立武蔵野学院附属人材育成センター等で実施している、児童福祉関連研修への参加を推進します。さらに、外部講師を招聘して行う事例検討、児童相談所長や児童福祉担当課長、スーパーバイザー等が、日々の業務の中で課題を感じたことを題材に自ら行う研修等、全ての職種、職層、多様な経験年数等を考慮した、重層的かつきめ細かな研修体制を構築します。

そのため、各係長が研修担当者を担い、各係の実情に応じた研修計画の立案や調整、実施等を行います。これら各係で行う研修を（仮称）葛飾区児童相談所・一時保護所研修実施計画としてとりまとめ、所内はもとより、子ども総合センターをはじめとした区職員、さらに関係機関等とも共有しながら受講機会の拡大とスキルの底上げを図ります。

このほか、民間機関が行う専門性の高いスーパーバイザー向けの司法面

接研修や計画になくても新たな研修会等に参加できるよう、職員の希望に応じた幅広くかつ柔軟に受講ができる研修体制の構築をめざします。

### 3 支援者（職員）の支援体制

児童相談所・一時保護所は、高度かつ専門的な知識と迅速かつ的確な判断が求められ、常に重い責任の中で緊張を強いられる職場です。また、保護者や子どもに直接向き合う業務であることから、日々の面接の中で自己肯定感の低下や共感疲労を抱える等、体力的・精神的にも負担の大きい業務といわれています。

本区はこうした業務の特性を考慮し、特に多忙とされるスーパーバイザーの業務の一部を担う本区独自の職として、（仮称）支援者支援コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）を配置します。

この職員がスーパーバイザーを補い、監督職や一般職を対象に感情労働における精神的な負担を軽減する心のケアや、ストレス耐性を得るための研修、産業医との連携によるサポート面接の実施等を行います。

さらに、このコーディネーターに対して、定期的な助言や研修等を通じた支援（バックアップ）を行うため、児童福祉分野に造詣の深い、臨床心理士等の資格を有するアドバイザーを導入します。

このような取り組みを通じて、職員の自己肯定感を高め、職員一人一人が持てる力をより一層発揮できる職場環境を構築し、ひいては、子どもにとってより良い支援を提供することにつなげます。

### 4 働きやすい職場環境の構築

全ての職員が日頃から業務改善の視点を意識し、業務の効率化や見直しを継続的かつ協力しながら実施することで、働きやすい職場環境を作ります。

これに加えて、ソフト面においては、児童相談所の職員は夜間の緊急対応、一時保護所の職員は夜勤があることから、例えば、一時保護所で直接処遇にあたる職員について、夜勤明けの翌日は週休日とすることや、業務時間内に事務処理を行う時間を十分に確保できる勤務シフトとします。また、職員一人一人の状況に可能な限り配慮した勤務シフトを組めるよう、引き続き、必要な職員の確保に努めます。

一方、ハード面においては、感染症対策や法改正等による職員数の変更に対する柔軟な対応や、各業務に要する時間や内容に応じて柔軟に働く場所の選択ができるよう、事務室にフリーアドレス及びグループアドレスを導入します。また、各種ICTの導入により、職員の業務支援を行う児童相談所関連システムの充実を進めていきます。さらに、施設内無線LAN環境について

て、将来的な導入を検討します。

長期的には、人事部門や福祉部門と連携しながら、福祉職や心理職を対象に採用、育成、人事異動、キャリアデザイン等の見直しを検討します。

本区は、このような取り組みを継続的かつ柔軟に行うことで、子どもの最善の利益の確保を実現しながら、職員が働きやすいと実感できる職場環境の構築をめざします

## 第6章 災害時のための備え（総論）

本区は水害や地震等に脆弱な土地柄です。葛飾区水害ハザードマップにおいて、建設予定地は3 m以上5 m未満の浸水想定区域とされ、また、首都直下地震等による東京の被害想定（東京湾北部地震）においても20万人を超える避難者人口や、13万人を超える避難生活者が生じる等、大きな被害が想定されており、これらの被害をできる限り見込んだ平常時の備えが重要となります。

そこで、災害発生時にも、職員が真に遂行すべき業務に迅速かつ確実に対応できるよう、以下の想定や方向性を基本としながら、葛飾区業務継続計画（BCP）や対応マニュアルを作成します。

### 1 想定する災害の種類

主に風水害及び地震を想定します。また、新型コロナウイルス対策については、平成23年6月に策定した葛飾区業務継続計画（BCP）〈健康危機管理編〉の改定の機会を見据えて検討します。なお、感染症対策として、一部の相談室や静養室等を負圧室とします。

### 2 避難者数の想定

相談等で来所している者（以下、「来所者」という。）、一時保護している子ども、委託事業者、区職員合わせて200人程度を想定します。

### 3 備蓄等の想定

200人程度の避難者を想定し、災害発生後おおむね72時間、生命や安全を確保できることを最優先に、水や食料等を備蓄します。

また、停電時に給水機能を確保するため直圧直結給水方式を一部採用することや、避難生活を行う諸室等においては平常時の3分の1程度の電気容量を確保できるよう自家発電設備を設置する等、ライフライン断絶のリスク分散を図り、児童相談所・一時保護所の施設内で避難し続けられるようにします。

## 4 避難場所の想定

### (1) 風水害

荒川が氾濫した場合の最大浸水深は5mを想定しています。この場合、2階の一部まで水没しますが、3階以上に避難することで避難生活が可能なことから、原則として避難所への避難は行わず、施設内に留まることとします。

この場合、一時保護している子どもと来所者を分ける必要があることから、来所者と児童相談所職員は4階を、一時保護している子どもと一時保護所職員は3階を避難エリアとすることを想定します。

### (2) 地震

建物の安全性を確認のうえ、来所者と児童相談所職員は1階を、一時保護している子どもと一時保護所職員は、風水害と同じ3階を避難エリアとすることを想定します。

## 5 業務継続計画（BCP）の策定

各自然災害における災害時優先業務（応急対策業務、優先通常業務、早期復旧・復興業務）は、主に以下（1）及び（2）を想定しています。

一方、災害による影響が大きい一時保護所において、縮小や中断する業務としては、入所している子どもの日課や専門的支援、児童福祉司等との面会、新規入所の受入れを想定しています。

今後、本区における各業務継続計画（BCP）改定の機会を見据えて、「災害時における児童相談所の活動ガイドライン」を参考にしながら、児童相談所・一時保護所それぞれ策定していきます。

### (1) 風水害

- ア 一時保護している子どもの安全確保
- イ 文書・備品等の浸水しない階層への移動
- ウ 停止する通常業務の判断
- エ 公共施設の応急対応・復旧（写真撮影・修繕）
- オ 通常業務の復旧（順次）
- カ 災害前から支援してきた子どもと家庭の状況把握
- キ 区内の避難所を訪問し、被災した子ども等要保護児童の発見や把握
- ク 被災した子どもの一時受入れ

## (2) 地震

- ア 一時保護している子どもの安全確保
- イ 公共施設の応急対応・復旧（写真撮影・修繕）
- ウ 災害前から支援してきた子どもと家庭の状況把握
- エ 区内の避難所を訪問し、被災した子ども等要保護児童の発見や把握
- オ 被災した子どもの一時受入れ

## 6 （仮称）葛飾区児童相談所・一時保護所災害対策マニュアル等の作成

災害発生の初動期（風水害は発生が予想される時期）から応急・復旧期に至るまでの災害対策における一連の対応過程を整理し、児童相談所・一時保護所の職員が特定個人に依存することなく、迅速かつ確実に災害対策に従事できるよう（仮称）葛飾区児童相談所・一時保護所災害対策マニュアルを作成します。

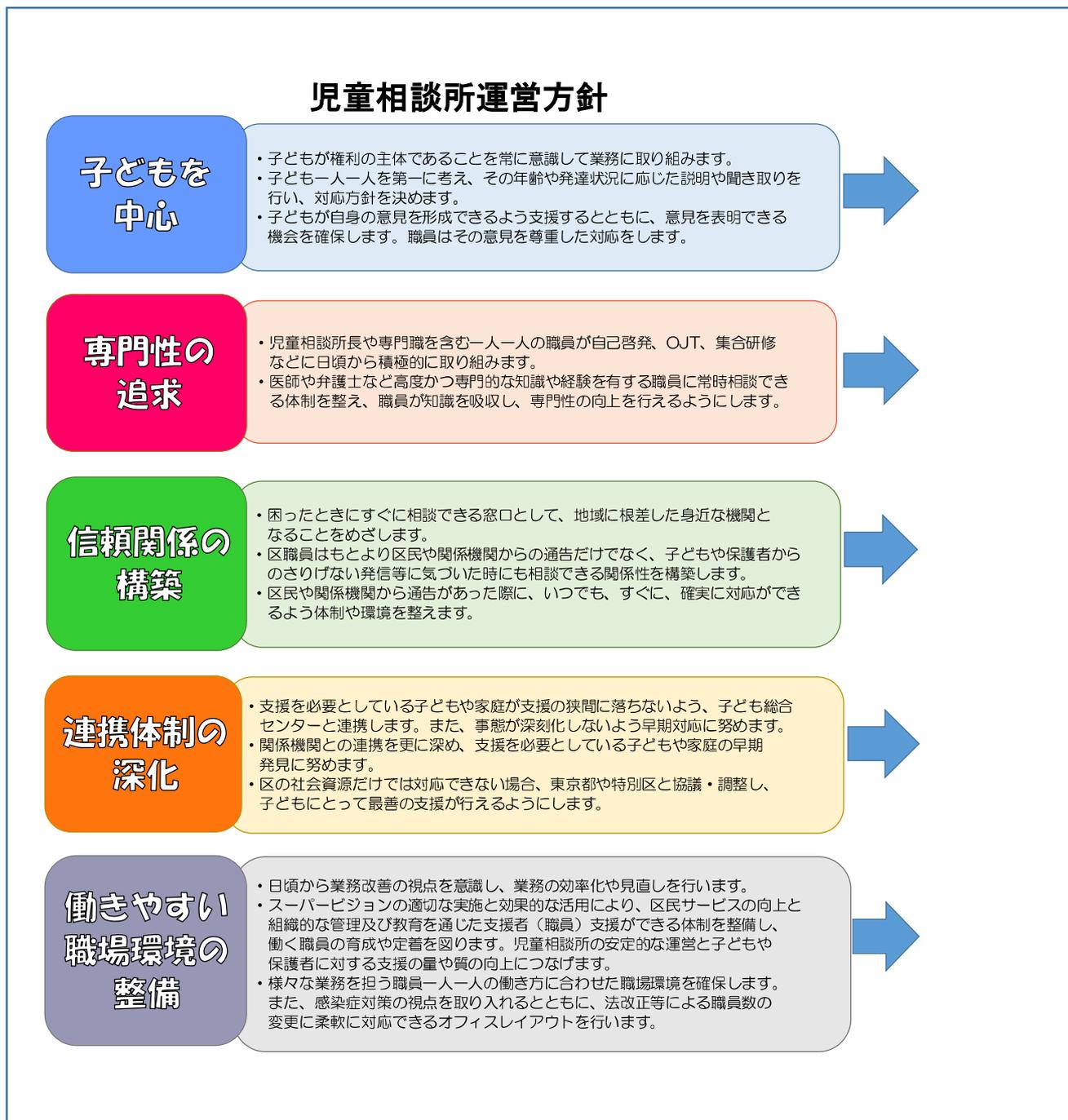
また、平成 29 年 6 月に改正された水防法・土砂災害防止法に基づき、児童相談所・一時保護所開設後、葛飾区地域防災計画に名称及び所在地が定められた後は、防災体制や避難誘導等をまとめた避難確保計画の作成や、この計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられるため、これに合わせた対応をします。

マニュアルの検討に当たっては、少人数体制となる夜間の一時保護所など様々な状況を想定しながら、葛飾区地域防災計画や葛飾区災害対策本部マニュアル、災害対策各部マニュアルとの整合はもとより、避難確保計画を十分に踏まえたマニュアルを作成します。

## II 児童相談所

### 第1章 運営方針

本区は児童相談所の運営にあたり、子どもの最善の利益を確保するため、児童福祉法及び児童相談所運営指針の理念に基づき、以下のとおり方針を定めます。



この運営方針の実現に向けて、本区の児童相談所で取り組む主な方策は以下のとおりです。

## 運営方針を実現するための主な方策

### 子どもの権利擁護を推進するための取り組みの実施

- ・子ども自身や児童福祉に関わる関係機関の職員、保護者への子どもの権利擁護に関する意識の醸成
- ・児童福祉審議会から派遣される子どもの声を代弁する意見表明支援員の活用
- ・児童相談所への第三者評価の導入

### 全ての職種、全ての職層、多様な経験年数などを考慮したきめ細やかな研修体制の構築

- ・東京都や特別区研修所が実施している児童福祉関連研修だけでなく、専門性の高いスーパーバイザー向けの司法面接研修など民間機関が実施している研修への参加
- ・（仮称）葛飾区児童相談所・一時保護所研修実施計画の策定

### 専門職種の配置

- ・弁護士（児童福祉法務担当課長）や保健師の常勤配置
- ・様々な事例に対応できる医師の確保

### 児童相談所に関する普及・啓発の推進

- ・児童福祉や体罰禁止に関する講演会やイベント等の実施
- ・区内を事業範囲とする事業者と連携した情報発信のネットワークの構築
- ・虐待発見時ためらうことなく情報提供や通告ができるよう関係機関への研修の実施

### いつでも、すぐに、確実に対応できる体制や環境の整備

- ・休日の日中も相談・通告が受けられる体制の確保
- ・緊急時にすぐに会議を開けるよう複数の打ち合わせスペースを確保
- ・会議資料のペーパーレス化の実施

### 関係機関との連携の強化

- ・子ども総合センターとの合同会議の実施や児童相談システムを活用した情報共有
- ・要保護児童対策地域協議会を活用した虐待の早期発見・早期対応
- ・地域の社会資源を最大限活用した子どもと家庭の支援体制の構築
- ・児童相談所の運営に必要な支援や仕組みの見直しや創設に向けた区関係所管課との連携強化
- ・広域調整制度など都区との連携強化

### 職員の確保や育成・定着を図るための体制整備

- ・スーパーバイザーの業務の一部を担う本区独自の（仮称）支援者支援コーディネーターの配置
- ・福祉職や心理職を対象とした総合的な人事制度の見直しの検討

### 児童相談所関連システムや施設等のハード面の整備

- ・子ども総合センターや一時保護所、他業務システムとの連携、業務の質の向上や職員の事務効率化に資するためのツールの導入等のICTの活用
- ・業務に要する時間や内容に応じて柔軟に働く場所を選択できる職場環境の整備

## 第2章 運営の考え方

児童相談所の運営を本区が担うことで、従来、東京都の児童相談所が行ってきた措置機能や一時保護機能を活用した専門的な対応を直接行えるだけでなく、子ども総合センター、管轄の警察署、近隣の救急病院等との情報共有や対応方針の確認における緊密な連携と、緊急を要する案件に対するこれまで以上の迅速な対応が可能となります。

本章では、厚生労働省の児童相談所運営指針や東京都児童相談所と子供家庭支援センター（区市町村）間での連携・共働のあり方をとりまとめた「東京ルール」を基本とした、本区の運営における具体的な考え方を示します。また、相談支援を行うに当たっては、日頃から子どもに対して丁寧な説明を行うとともに、子どもから今後の生活に関する要望や思い等について適切に受け止めます。子どもが要望や要求を職員に直接伝えることが難しい場合は、意見表明支援員等の第三者を介して意見を表明できるようにします。

### 1 相談の流れ

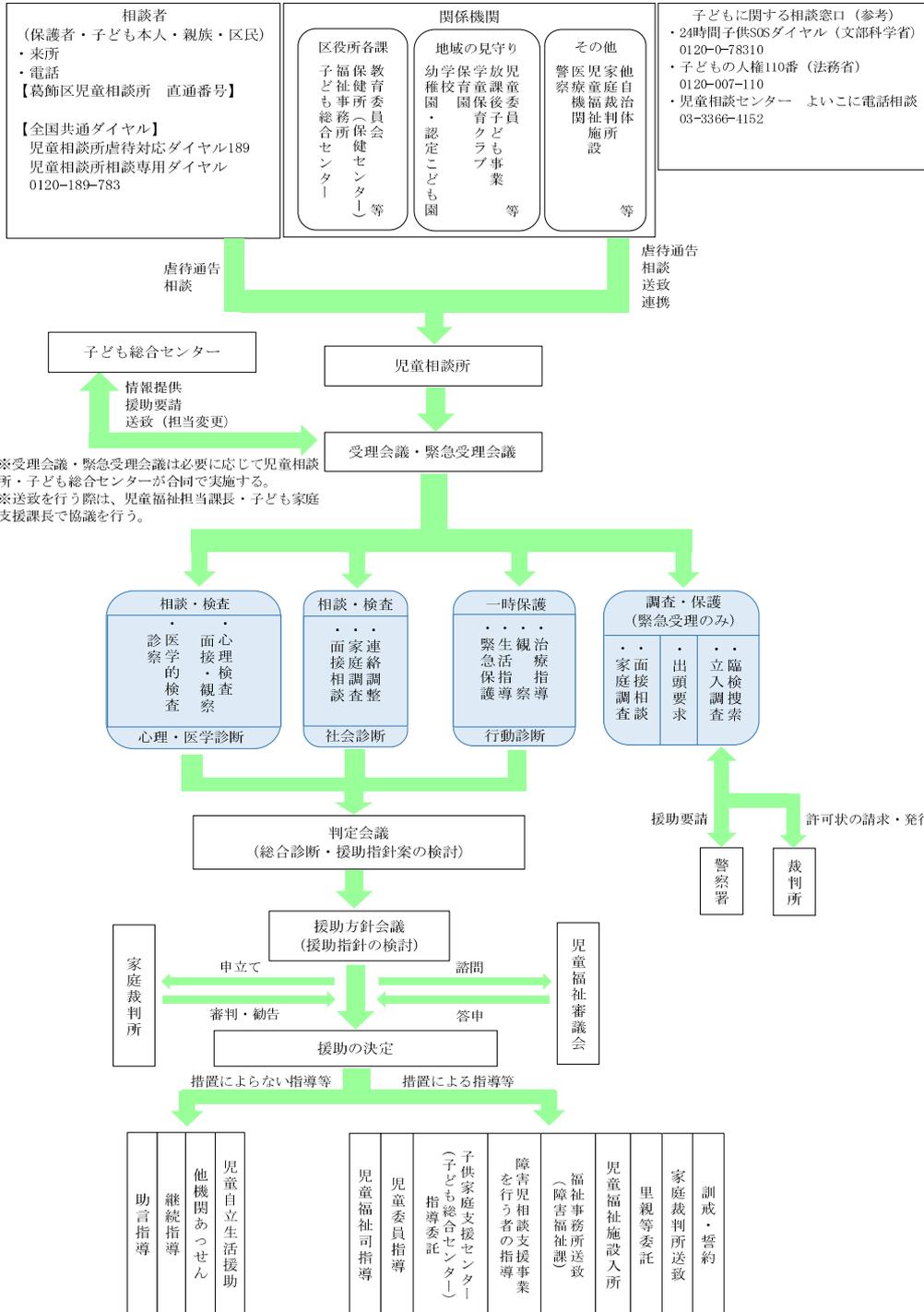
児童相談所は、原則 18 歳未満の子どもに関する相談・通告を子ども本人、その家族、地域住民、関係機関等から幅広く受付けています(図表 4 「相談の種類及び主な内容」参照)。その相談の流れは、「受け付け」、「受理」、「調査・診断」、「判定」、「援助の決定・実施」、「相談の終結」です(図表 5 「相談の流れ」参照)。

図表 4 相談の種類及び主な内容

養護 相談	1	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別等心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、親権を喪失、停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健 相談	3	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障害 相談	4	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	6	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	8	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	9	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非行 相談	10	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	11	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成 相談	12	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	13	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	15	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	16	その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談。

出典：児童相談所運営指針（厚生労働省 令和3年9月1日改正）

図表5 相談の流れ



## 2 相談の受け付け

児童相談所では、子どもに関する各種相談（図表4参照）や、虐待の通告を受け付けることから、対応が始まります。

各種相談については、原則として子ども本人や保護者等の当事者からの相談を受け付けます。虐待については、児童虐待防止法第6条において、全ての国民に虐待と思われる子どもを発見した際の通告の義務が定められていることから、当事者はもちろん、第三者である区民や、関係機関等からの連絡も受け付けて対応します。相談・通告の受け付けは、児童相談係が担当します。

休日も、日中については平日と同様に相談・通告を受けられる体制を確保します。（休日・夜間の定義、体制及び夜間対応については、本章3項及び4項を参照）。

児童相談所へ相談・通告をする区民は、当事者でも第三者であっても、緊張や不安を持っています。また、被害を受けて苦しんでいる子ども自身が相談に来ることもあります。相談においては、相手との信頼関係の構築に重きを置き、安心して話ができるような対応を常に心がけます。

## 3 休日・夜間の職員体制

区民の多様化するライフスタイルに対応するため、日中の時間は休日も含めて相談対応できる体制とします。また、虐待については、夜間でも区民・関係機関からの通告を受け、すぐに対応できる体制とします。時間等の定義は図表6のとおりとします。

### (1) 休日

休日の日中は、電話、来所予約による相談業務を中心に行うこととし、平日より職員体制を縮小しますが、緊急の虐待通告に対応可能な人員を確保しつつ、できるだけ平日と同様の相談対応ができるように、最適な人員体制を確保します。

### (2) 夜間

平日・休日とも、夜間体制については、区民や関係機関、189等からの電話を受け、緊急の場合には当番職員が対応可能な体制とします。電話の一次受けについては外部事業者に委託し、緊急性の高い通告については当番職員へ引き継ぎます。通告の内容や駆け付けた際の状況から、事件性が高いと思われる場合には、警察へ対応を依頼します。

図表6 休日等の定義

休日	土曜日、日曜日、年末年始（12月29日から1月3日）、国民の休日、祝日
平日	休日にあたる日を除く、月曜日から金曜日
日中	午前8時30分から午後5時15分
夜間	午後5時15分から翌日午前8時30分

#### 4 夜間の通告対応の流れ

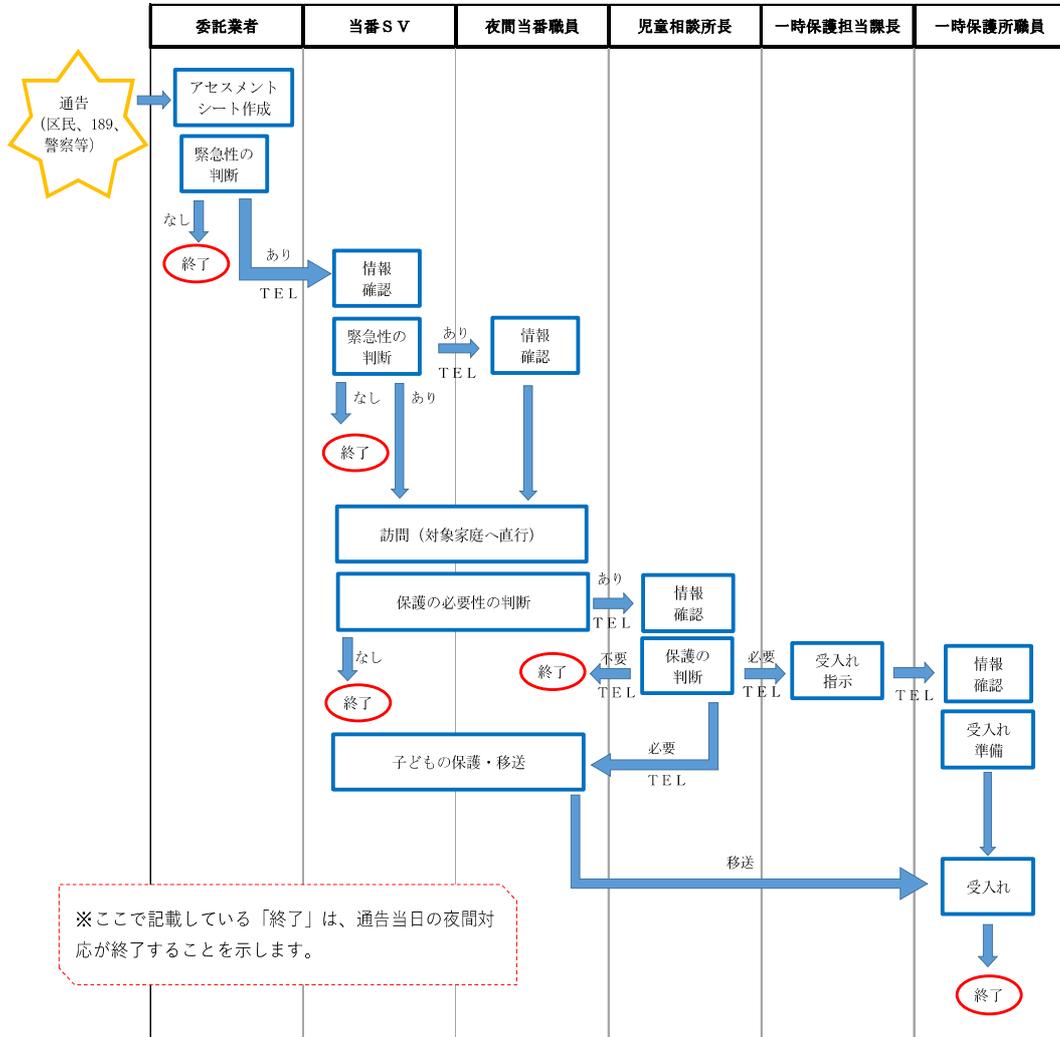
平日・休日とも、夜間については、緊急の対応が求められる虐待通告を受け付ける体制を確保します。

夜間の電話通告の一次受けは、類似の電話相談業務の実績があり、緊急度のアセスメントが可能な外部事業者に委託することとします。189等及び児童相談所直通番号の転送先を、委託業者の電話番号に設定し、夜間の電話は必ず委託業者が一次受けする体制とします。受電後、緊急性が高い内容については職員へ速やかに伝達し、以降の対応を引継ぎます。

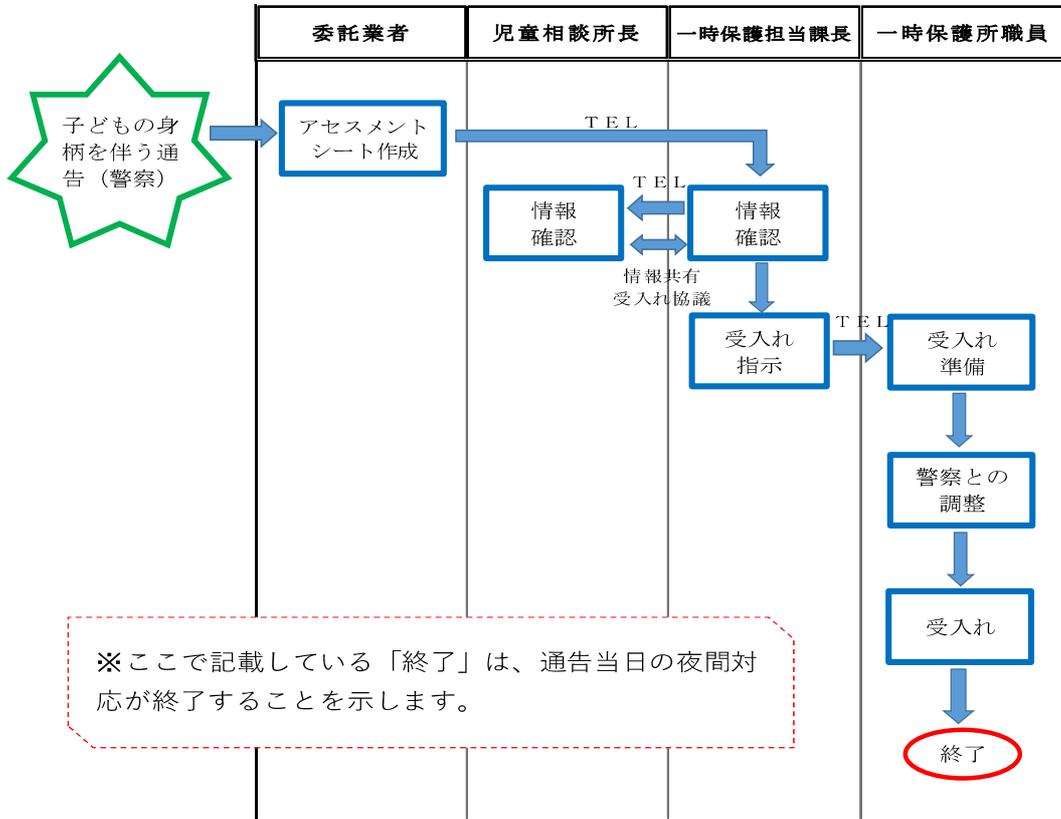
通告を受けた際の業務フロー及び各担当の業務内容は、図表7のとおりとします。

なお、警察から、既に子どもの身柄を伴った状況での通告が入ることがあります。その場合、早急に受入れる必要があるため、業務フロー及び各担当の業務内容は図表8のとおりとなります。

図表7 通告の夜間対応フロー



図表8 子どもの身柄を伴う通告の夜間対応フロー



### 3 受理

#### (1) 受理会議

児童相談所で受付けた全ての事例について協議し、主たる担当者を決定するほか、主訴に応じた相談区分、一時保護の要否など当面の調査や診断、援助方針が決定するまでの間の対応について受理会議で検討します。

会議は児童相談担当課長が週1回主宰し、管理職、各係長級職員、児童相談係職員が参加します。

#### (2) 緊急受理会議

虐待通告など子どもの安全確認の緊急性が高いと判断される事例については、緊急受理会議を随時開催し、安全確認の時期や方法等の調査方針や、一時保護の要否について検討します。緊急受理会議は迅速に開催する必要があることから、児童相談係職員の主宰のもと、その時に参加できる管理職、各係長級職員、受理者を中心に対応します。また、所内に打合せスペースを複数確保するとともに、会議資料をペーパーレス化することで、いつでもすぐに会議を開催できるようにします。

### 6 調査・診断

調査とは、児童相談所で受理した虐待や非行、障害相談等の全ての事例に対して、子どもと保護者等の状況を把握し、それによってどのような援助が適切であるかを判断するために行います。

調査の実施に当たっては、子どもや保護者との面接だけでなく、子ども総合センターや要保護児童対策地域協議会をはじめとした関係機関への照会や連携、そのほか閲覧権限を付与された他業務システムを活用する等、幅広い情報収集に努めます。

調査で得た情報は、児童相談システムを活用し、一時保護所を含めた子どもを担当する職員間で共有します。それらの情報を基に診断を実施し、課題に直面している子どもがどのような状況にあるのか、専門的知識や技術を効果的に活用することで、課題解決に向けた最も適切な援助の内容や方針を定めます。診断の実施に当たっては、保健師や弁護士等の専門職が持つ知見を活用し、より多角的な視点で子どもを捉えられるようにします。

### 7 援助の決定

#### (1) 援助方針会議

児童相談所が受理した全ての事例の援助方針を、前項で作成した援助指針案を基に、検討及び決定します。また、現に援助中の事例の終結や変更(措

置の解除・停止・変更、在所期間の延長、援助指針の変更)等についても同様に援助方針会議を経て検討・決定します。

会議は児童相談担当課長が週1回主宰し、管理職、各係長級職員、担当職員が参加のうえ検討を行い、児童相談所長が援助の決定をします(定例の援助方針会議より前に援助決定が必要な場合は、臨時で開催する場合があります)。

## (2) 子どもや保護者への説明

援助方針の決定後、子どもや保護者に対して、今後の方向性等について十分な説明を行うとともに、意向を把握します。

説明に当たっては、子どもや保護者が課題の解消に向けて主体的に取り組めるよう、個々の年齢や発達状況等に合わせて説明方法や内容を配慮します。

## 8 援助の実施

子どもや保護者等に対して行う援助には、行政処分としての措置を行うものと、措置によらないものがあります。

行政処分として措置を行う場合には、原則として保護者等に対して文書により通知します。また、保護者等は当該の措置について、児童相談所に対して不服申立てを行うことができます(行政不服審査法第2条)。

このため、措置を行う旨の通知には、不服申立ての方法や期間等も記載し教示します(行政不服審査法第82条)。

## 9 相談の終結

児童相談所の援助により、子どもや家庭を取り巻く課題が一定程度解決した、若しくは要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関等による適切な支援が継続されることで、課題の解決の見通しが立つと判断できるときに、援助方針会議を通じて終結を決定します。

特に、虐待を理由に児童福祉施設等に入所している子どもの家庭復帰は、虐待行為の再発や新たな問題の発生の可能性に十分留意し決定します。その決定に当たっては、子どもと保護者の意向を確認することはもちろん、子どもの入所施設と十分に連携し、面会・外泊等の期間を経たうえで判断します。

また、家庭復帰の際は、数カ月の入所措置停止の期間を設け、家庭復帰訓練を行い、家族の関係性を家庭訪問等で確認するとともに、子どもと家庭の見守りを継続します。その後、子ども総合センターと協議のうえ、地域の子育て支援施策を活用しながら自立した生活が可能と判断した場合に、要保護児童対策

地域協議会の中で在宅の支援方法の協議と役割分担を行い、措置解除を決定します。

### Ⅲ 一時保護所

#### 第1章 運営方針

本区は一時保護所の運営にあたり、子どもの最善の利益を確保するため、児童福祉法及び子どもの権利条約に基づき、以下のとおり方針を定めます。



この運営方針の実現に向けて、本区の一時保護所で取り組む主な方策は以下のとおりです。

## 運営方針を実現するための主な方策

### 子どもの権利擁護を意識するための取り組み

- ・子ども自身が「子どもの権利」について一時保護所の生活や学習を通して学ぶことができる機会の設定

### 子どもに合わせた支援を行うために

- ・児童相談システムや観察会議を活用し、児童相談所・一時保護所・子ども総合センター間で子どもの状態や意見を共有

### 子どもの処遇に対する不安や不満に対する取り組み

- ・児童相談所の担当児童福祉司や担当児童心理司だけでなく、一時保護所の職員も含めて子どもが抱えている不安や不満を受容できる機会の設定

### 体罰防止への取り組み

- ・子どもの権利擁護に関する知識の向上を図るための研修への参加
- ・困難事例に対し、職員間で意思疎通を図りながら、職員が一人で抱え込むことがない組織風土の構築

### プライバシーを確保するための取り組み

- ・居室ゾーンで男女の居住空間を分離し、個室や個浴での生活を基本とすることで一人の時間やプライバシーを確保

### 安全かつ安心して生活を送るために

- ・子どもに向けた暴力によらない気持ちの表出方法の啓発
- ・外部からの侵入に対する防犯設備の設置
- ・防犯・災害に対するマニュアルの作成と訓練の実施

### 子どもが意見を発信しやすい環境

- ・意見箱の設置による日常的な意見表明の場の設置
- ・学習や休日の場面で、子ども自らが選択できる機会の設定
- ・自らの生活について話し合える会議の導入
- ・第三者委員の導入による、職員以外への相談の場の確保
- ・児童福祉審議会から派遣される意見表明支援員の活用

### 一人一人の個性や状態に合わせた支援

- ・入所時のアセスメントや一時保護所内における支援目標の作成を通し、一人一人に合わせた支援の実施
- ・一人一人の健康や文化・慣習に対応した食事の提供
- ・在籍校等と連携を図り、個々に適した学習内容の提供
- ・集団生活を苦手とする子どもにも対応できるように、柔軟な日課の見直し

### 職員の確保や育成・定着を担うための体制等整備

- ・スーパーバイザーの業務の一部を担う本区独自の（仮称）支援者支援コーディネーターの配置

### 児童相談所関連システム等のハード面の整備

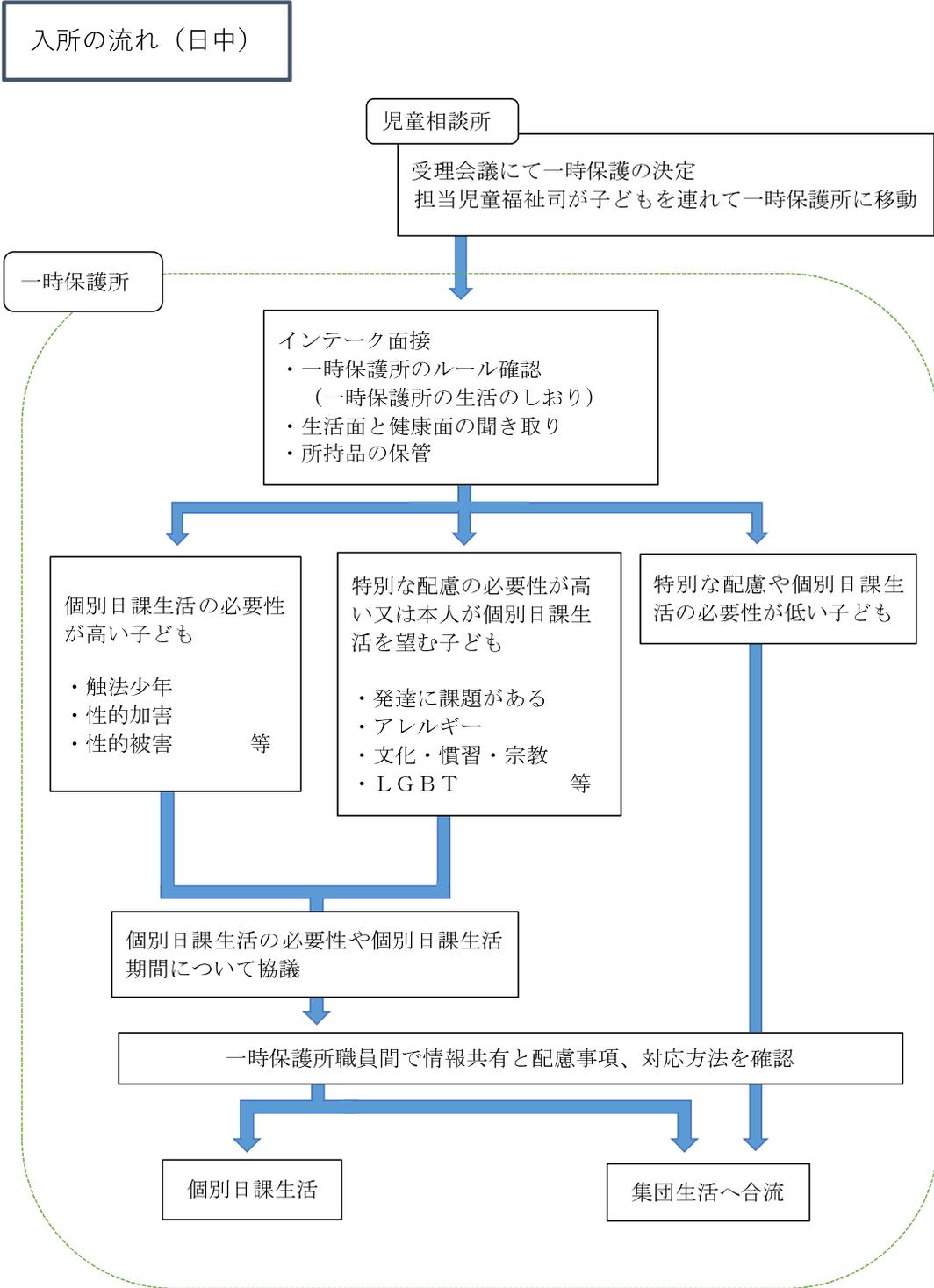
- ・子ども総合センターや児童相談所、他事業システムとの連携、業務の質の向上や職員の事務効率化に資するためのツールの導入等のICT活用

## 第2章 一時保護所の手続き

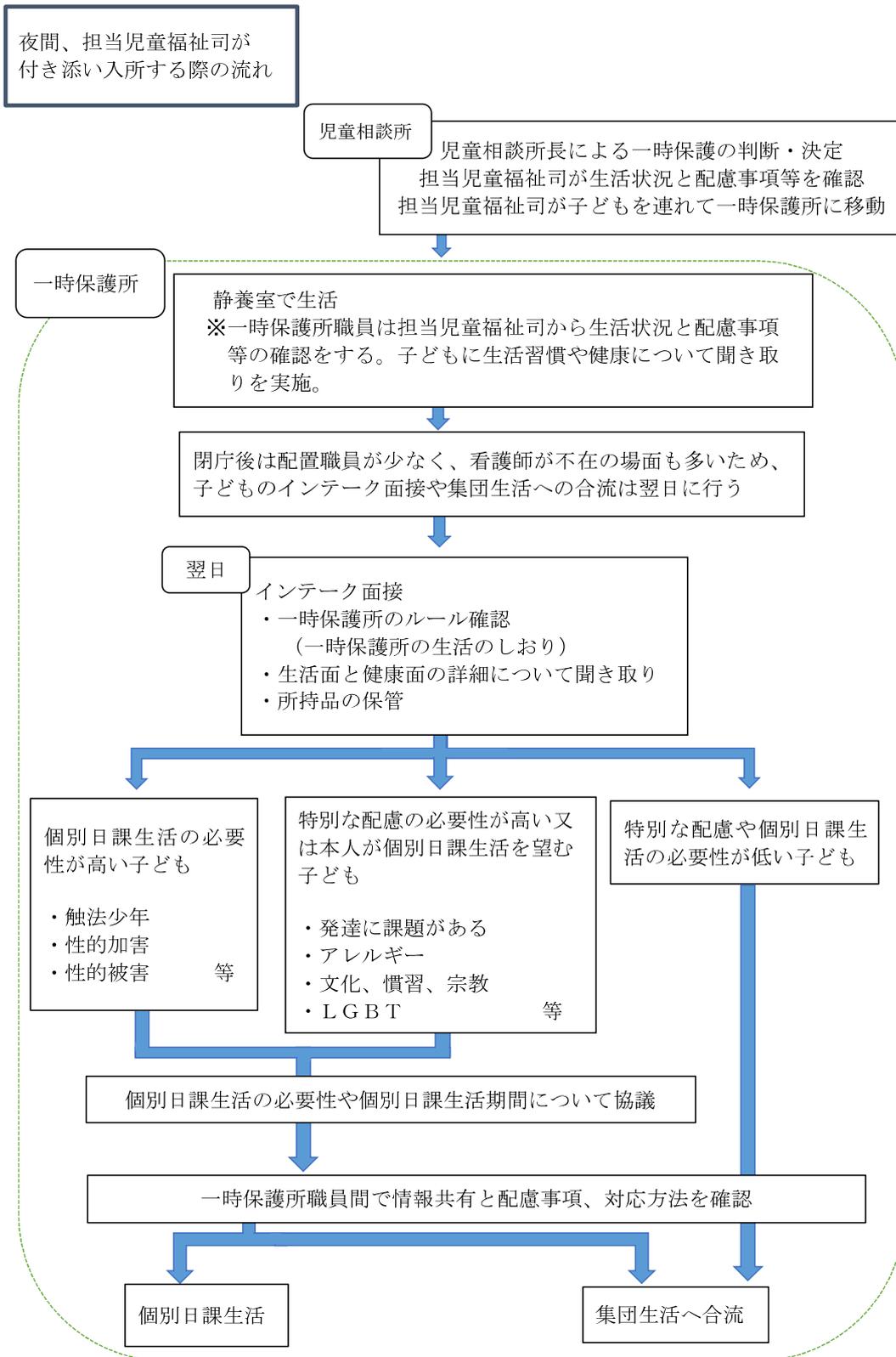
### 1 入所の流れ（日中・夜間）

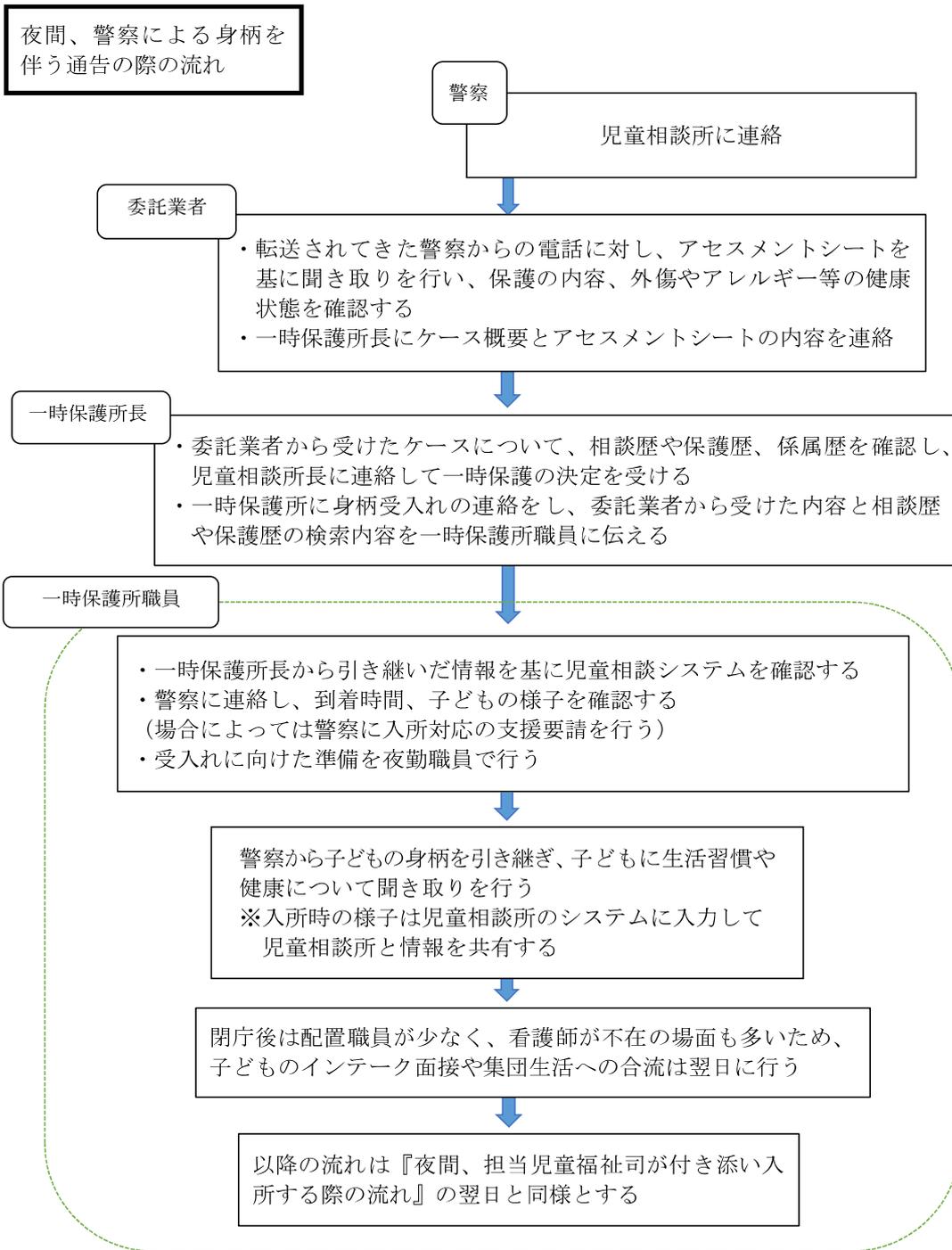
入所する子どもは、その年齢や保護に至る背景、入所する理由は様々であり、入所する時間帯も日中とは限らず、深夜に及ぶこともあります。

子どもが保護されることに納得できないまま一時保護所に来ることもあるため、職員はなぜ一時保護所に入所するのかを丁寧に説明し、理解、納得を得ます。また、職員が子どもの意見を聞き、気持ちに寄り添うことで不安を軽減し、安心して生活できるようにします。



※ インテーク面接から集団生活への合流、若しくは個別日課生活の実施までは、おおむね1時間程度で済ませます。





## 2 行動観察・観察会議

行動観察は、一時保護所の主たる業務の一つです。子どもが一時保護所に入所し生活するにあたり、虐待による影響の有無のほか、他者との関係性や集団適応能力等の個別の発達状況を観察していきます。一時保護所内で定期的に観察会議を行い、児童相談所の援助方針会議で支援方法を定めます。

### (1) 行動観察

職員は全ての生活場面の中で子どもと関わりながら観察を行います。観察した内容は、生活の中で起きた事象を時系列にまとめ、簡潔に児童相談システムに記録します。また、基本的な生活習慣の調査については、生活チェックシートを用いて観察を行います。行動観察の記録は、担当児童福祉司、担当児童心理司と情報共有するとともに、一時保護所の行動診断を行うための資料とします。

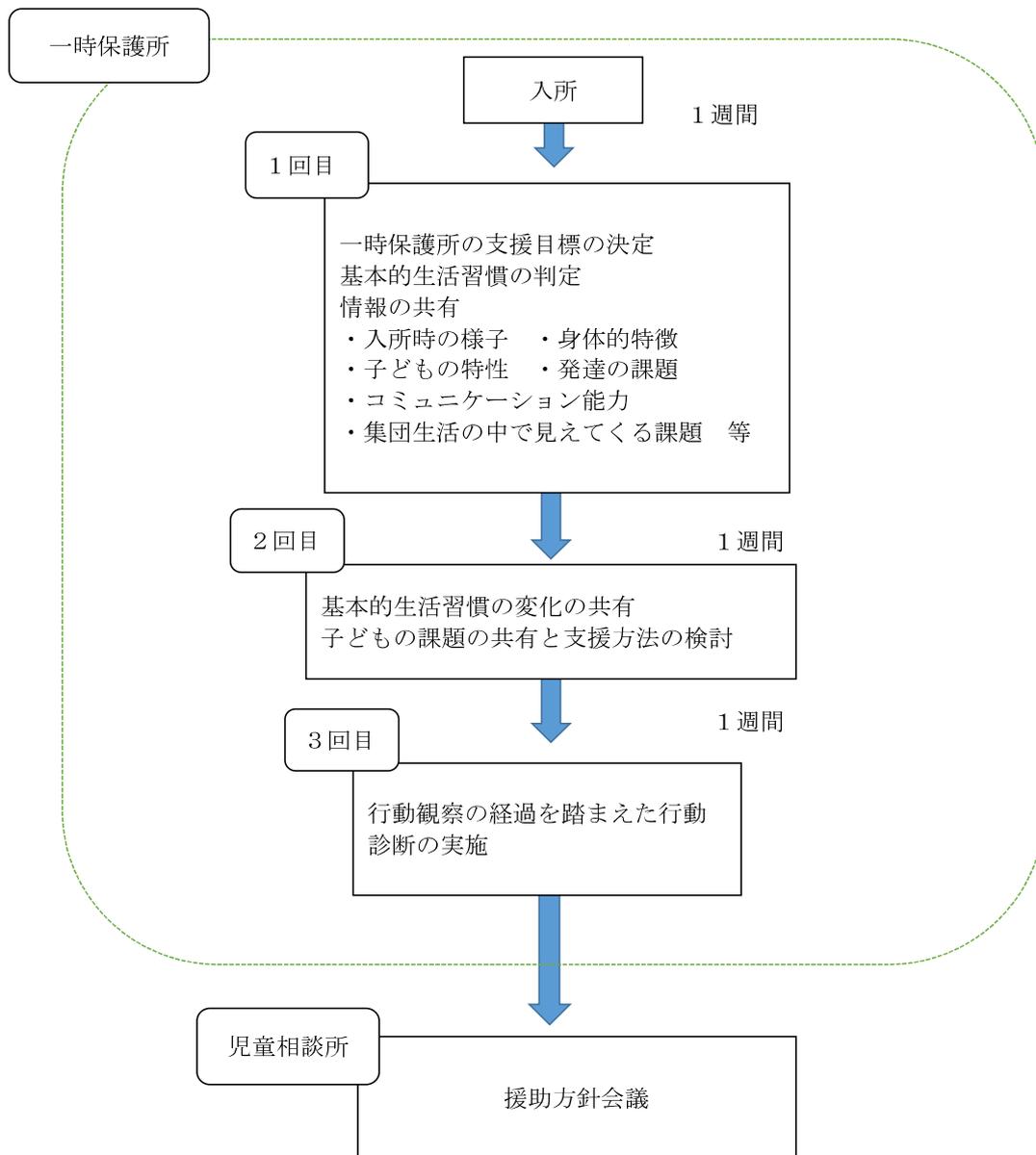
### (2) 観察会議

観察会議は、一時保護担当課長の主宰で原則週1回開催します。子どもの情報を共有し、観察会議参加者が意見を出し合うことで、行動診断を行います。

行動診断を行うに当たっては、子ども1人につき、観察会議をおおむね3回実施します。行動診断の結果は、児童相談所の担当児童福祉司や担当児童心理司と共有し、退所後の援助方針を決定するための判断要素の一つとします。

入所期間が1週間、若しくは2週間と短く、退所の時期があらかじめ分かっている子どもに関しては、退所の時期に合わせて観察会議の回数を整理します。急な退所が決定した子どもに関しては、臨時の観察会議を開催し、現時点の見立てを行います。

## 観察会議のイメージ



### 3 退所の流れ

退所に向けた援助は、一時保護所を出た後の子どもの安定した生活に大きく関係します。退所に向けた動機付けや在籍校等への連絡等、子どもがスムーズに日常生活に戻れるようにします。

### 第3章 運営の考え方（主な生活）

一時保護所はその特性上、日々入退所があります。保護の対象はおおむね2歳から18歳未満と年齢の幅も広く、保護理由や成育歴も多様です。そのため、集団の構成が常に変化する中で、その時々で支援の方法や内容を変更する必要があります。このような集団特性を踏まえ、生活に一定の枠組みと基本的な集団生活のルールを定めつつも、一人一人に寄り添った支援を行うことで、子どもが安全に安心して生活できるよう支援を進めていく必要があります。

一方、虐待や非行等、様々な背景を有する異年齢の子どもを1つの空間で同時に支援する混合処遇や、安全確保のための職員による管理的な指導が、全国的に課題として指摘されています。

本区では、一時保護ガイドラインに基づきつつ、上記で述べられている課題を解消するため、Ⅲ－第1章で定めた運営方針に基づき、一時保護所の運営を行っていきます。

#### 1 生活における基本的な配慮事項

##### (1) 一時保護所におけるルールの考え方

一時保護所の生活は、集団で活動する場面も多くあることから、合理的な判断のもと一定のルールを取り決めます。その際、職員は管理的な思考ではなく、常に子どもの安全・安心のための環境を整えることを優先します。

また、子どもが権利擁護の主体であることを常に意識し、支援を行います。ルールの運用に当たっては、子どもに対して年齢や発達状況を考慮し、十分な説明を行ったうえで、可能な限り理解を得ること、一時保護所の生活において制約される内容や範囲はできるだけ少なくすること、子どもの意向や意見を丁寧に聞くことを心がけます。

個々の背景に合わせて柔軟な対応を行うことで、子どもが職員からの押し付けと感じず生活を送れるようにします。

##### (2) ストレスや不安の軽減

一時保護所の子どもは、突然の生活環境の変化や様々な事情により保護された異年齢児との生活によるストレス、また、保護者から引き離されたことや今後の生活の見通しが立たないことへの不安の中にいます。子どもが安全に安心した生活を送ることができるよう、家庭的な温かみのある雰囲気づくりを行うとともに、可能な限り日常生活と同じ環境を提供します。

日中は共用ゾーンで過ごすことを基本とする一方、居室ゾーンについては、男女の空間を分離し、一人の時間やプライベートを確保するため、個室

や個浴での生活を基本とします。子どもが不安な気持ちを抱えている際には、職員が寄り添いつつ、自身の置かれている状況について整理し、子ども自らが課題解決に向けて見通しをもって取り組めるよう支援します。

### (3) 権利意識の醸成

一時保護される子どもは、それまで生活してきた環境の中で、周りの大人から適切な関わりをしてもらえないことや、自身の持つ権利を知らないことで、権利侵害の状態が常態化している場合があります。

一時保護所の職員は、子どもと関わる際に、子どもの権利を第一に考えるとともに、人格と個性を最大限尊重し、対話を通じた歩み寄りを行います。そして、子どもにとって一時保護所での経験が、大人との信頼関係の回復のきっかけとなるように努めます。

また、職員が暴力や威圧等によらない他者との関わり方の見本となることで、子どもが本来有している能力の発揮や、行動及び考え方の変容へつなげます。

さらに、学習活動の中で、子どもが持つ権利について定期的に学ぶ機会を作り、権利意識の醸成へとつなげていきます。このことを通して、一時保護された子どもが社会的自立をしたときに、虐待の負の連鎖を起こさないようにすることをめざします。

### 3 日課

保護された子どもの中には、日常生活のリズムが乱れている子どももいます。

一時保護所の生活では、規則正しい日課の中で食事、学習、運動を実施し、心と体の健康的なリズムを作ります。

また、保護期間中であっても、子どもの発達に必要な経験や集団活動を通して、社会性を身につけられる日課とします。

#### (1) 平日の日課

図表 平日の日課

	幼児	小学生	中高生
7:00	起床	起床	
7:30	朝食	朝食	
	自由時間	自由時間	
	活動	学習（45分×3限）	
12:00	昼食	昼食	
	午睡	学習（45分×2限）	
	自由時間		
15:00	おやつ	おやつ	
	自由時間・入浴	自由時間・入浴	
18:00	夕食	夕食	
	自由時間	自由時間・入浴	自由時間・入浴
	就寝準備		
20:00	消灯		
		就寝準備	
21:00		消灯	就寝準備
22:00			消灯

(2) 休日の日課

図表 休日の日課

	幼児	小学生	中高生
7:00	起床	起床	
7:30	朝食	朝食	
	自由時間	自由時間	
	活動	選択活動又はグループ活動	
12:00	昼食	昼食	
	午睡	選択活動又は子ども会議	
	自由時間		
15:00	おやつ	おやつ	
	自由時間・入浴	自由時間・入浴	
18:00	夕食	夕食	
	自由時間	自由時間・入浴	自由時間・入浴
	就寝準備		
20:00	消灯		
		就寝準備	
21:00		消灯	就寝準備
22:00			消灯

#### 4 食事

保護された子どもの食事習慣は、家庭の環境により、1日3食を摂っていない、栄養に偏りがある、いつも一人で食事をしている等、様々な課題が想定されます。

そのため、一時保護所では1日3回の食事と補食を基本とし、規則的な食事習慣の獲得と、適切な量と栄養バランスの整った食事により、子どもの健全な発達を促します。

#### 5 学習

児童憲章において、「すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される」とあることから、一時保護所でもこれに則り、子どもに学習の機会を提供します。

保護される子どもは、成育歴や発達の状況により様々な課題を持っていることが多く、それぞれに合わせた適切な支援・指導が必要です。そのため、入所の際には、これまでの生活環境や発達状況、成育歴といった個々の状況を十分に聞き取ります。そして、その状況を踏まえ日常生活や集団生活にも活用できるような指導を行っていきます。

また、これまでの学習状況や習熟の程度に応じて学習方法や形態を整えるとともに、場合によっては通学の可能性を検討する等、それぞれに合わせた対応をしていきます。

#### 6 入浴

保護された子どもの中には、ネグレクトにより入浴の習慣がない子どもや、体の洗い方を知らない子どももいます。そのため、子どもの成長や発達に合わせて必要に応じた介助を行います。一時保護期間中に髪や体の洗い方を教え、自立支援につなげます。

葛飾区児童相談所・一時保護所運営計画  
(ダイジェスト版)

令和4年7月

葛飾区子育て支援部児童相談所開設準備室

住 所 〒124-8555 東京都葛飾区立石 5-13-1

電 話 03-3695-1111 (内線 3954)

H P <http://www.city.katsushika.lg.jp/>



葛飾区児童相談所・一時保護所イメージパース（概要）



北側外観



南側外観